

審 第 9 1 7 号  
答 申 第 2 8 4 号  
令 和 4 年 7 月 4 日

千葉県教育委員会教育長 冨塚 昌子 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年12月27日付け教児生第〇〇号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第248号

令和元年11月18日付けで審査請求人から提起された、令和元年9月2日付け教児生第〇〇号で行った自己情報開示決定及び自己情報部分開示決定に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和元年9月2日付け教児生第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定1」という。）及び自己情報部分開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件文書5及び本件文書6において不開示とした情報のうち、別表3に掲げる本件登録者一覧に記載された、タイトル括弧書部分及び余白記載の一部のうち、表の右側余白部分に表題的な文言を記載した部分を開示すべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年8月16日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が情報公開請求とそれに係る処分と不作為について審査請求をした（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇事第〇〇号部分開示決定、同日付け〇〇第〇〇号部分開示決定、同年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号部分開示決定）に係る件で作成・取得されたもの一切。千葉県個人情報保護条例50条に基づく苦情相談に係るものも含める。当該開示請求の対象文書も含める。少なくとも、担当課として教育総務課、〇〇教育事務所、生徒指導いじめ対策室、〇〇高等学校を含めて下さい。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県教育庁教育振興部児童生徒課（以下「児童生徒課」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報として、別表1の番号1から番号4までの行政文書（以下「本件開示文書」といい、それぞれの行政文書を別表1の審議会による名称によって特定する。）に記録された個人情報を特定し、令和元年9月2日付けで本件決定1を行うとともに、別表2の番号1及び番号2の行政文書（以下「本件部分開示文書」といい、本件開示文書と併せて「本件文書」という。また、本件部分開示文書のそれぞれの行政文書を別表2の審議会による名称によって特定する。）に記録された個人情報を特定し、同日付けで本件決定2を行った。

- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、令和元年11月18日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和元年12月27日付け教児生第〇〇号-1で審議会に諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

#### ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

#### イ 本件審査請求の理由

(ア) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。例えば、児童生徒課が、審査請求人の審査請求について同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の個人情報に記載した行政文書の特定が不十分である。少なくとも、考えられるのは、児童生徒課が、弁明書や諮問通知書等を同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の郵便の記録、持参であればその日程調整の記録や復命書等である。

(イ) 本件不開示部分は、いずれも、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

(ウ) 本件不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

- (2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

#### ア 文書の特定について

処分庁は、弁明書や諮問通知書等を同じ実施機関の他の担当課とやり取りした以上、審査請求書記載の行政文書を取得・作成したものというべきであり、それに係る具体的な弁明がない以上、本件の文書の特定の判断が妥当なものとは言えない。

#### イ 不開示箇所の不開示事由非該当性

情報公開請求の開示文書については、これについて審査請求しているから、認容されれば個人情報開示請求においても当然に開示すべきである。

#### ウ 教示の不備の違法

開示決定につき通知書において教示を欠いていることから、当然に取

り消すべきである。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

##### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

##### (2) 本件文書の特定及び内容について

###### ア 本件文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

本件開示請求に係る自己情報開示請求書には、前記2(1)のとおり記載されている。実施機関は、開示請求、開示決定等、審査請求、苦情の処理等について千葉県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱（平成5年10月1日制定）等のとおり事務を処理しており、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号、同年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号及び同日付け〇〇第〇〇号で行った行政文書部分開示決定並びに条例第50条の規定による苦情の処理に係る行政文書を請求していると解し本件文書を特定したものであり、本件文書以外に本件開示請求に係る行政文書を保有していない。

###### イ 本件文書の内容について

###### (ア) 本件文書1について

本件文書1は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「公開条例」という。）第7条第1項の規定による審査請求人からの開示請求について、同条例第13条第2項の規定により開示決定等の期間を延長し、延長後の期間等を通知した決裁文書の一式である。

###### (イ) 本件文書2について

本件文書2は、前記(ア)の通知を行った後、法に基づき審査請求人から提出された不作為についての審査請求書である。

###### (ウ) 本件文書3について

本件文書3は、後記(オ)の決定に対し提起された審査請求人からの審査請求について、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定により弁明書を作成し、当該弁明書を法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第5項の規定により審査請求人に送付した決裁文書の一式である。

###### (エ) 本件文書4について

本件文書4は、法第30条第1項の規定による当該弁明書に記載された事項に対する反論書を千葉県情報公開審査会（以下「審査会」と

いう。)に送付した決裁文書の一式である。

(オ) 本件文書5について

本件文書5は、前記(ア)の開示請求について公開条例第12条第1項の規定により行政文書の一部を開示した旨を決定し、その旨を審査請求人に通知した決裁文書の一式である。

(カ) 本件文書6について

本件文書6は、前記(ウ)の審査請求について、公開条例第21条第1項の規定により審査会に諮問し、同条第2項の規定により諮問した旨を審査請求人に通知した決裁文書の一式である。

(3) 本件決定の理由について

ア 不開示部分について

本件決定2において、「開示しない部分」欄に記載された情報(以下「本件不開示部分」という。)は、条例第17条第2号及び第6号に該当するとして、それぞれ不開示としたものである。

イ 条例第17条第2号該当性について

(ア) 条例第17条第2号該当性について

- a 本件不開示部分のうちスクールカウンセラーの活動状況について及びスクールカウンセラーの勤務状況における記載者の評価並びに要望については、個人の能力、実績に対する評価に係る情報であり、個人の人格に密接に関係した情報であって、通常他人に知られないことが相当であると認められる情報であることから、条例第17条第2号本文に該当する。
- b 本件不開示部分のうち延べ相談件数、延べ相談人数、相談において行った特記すべき活動内容及び解決又は好転した事例(以下「延べ相談件数等」という。)については、スクールカウンセラーに相談した内容に係る情報であり、相談者の氏名等直接に個人を識別できる情報は記載されていないが、当該者の知人、学校の関係者等においてその知り得た情報と照合することにより、個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、個人が特定された場合には、当該相談の内容等に係る当該者に関する通常明らかにされることのない情報が明らかとなってその権利利益を害するおそれがあり、同号本文に該当する。
- c 本件不開示部分のうち報酬単価、年勤務時間及び時給については、職員の報酬に係る情報であり、当該職員の所得が判明することから、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該職員の権利利益を害するおそれがある情報であり、同号本文に該当する。

d 本件不開示部分のうち年齢、資格、住所、車、経験、小学校希望、氏名、ふりがな、高校希望、性別、要件、電子メール、勤務希望日数、登録申請書（履歴書）及び健康診断書については、氏名とともに一体として本件文書に記録されており、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号本文に該当する。

e 本件不開示部分のうち特定の個人に関する記述については、当該個人における健康の状態、勤務の状況等に係る情報であり、通常他人には知られたくない情報であり、当該情報を開示した場合当該カウンセラーの権利利益が害されるおそれがあることから、同号本文に該当する。

(イ) 条例第17条第2号ただし書イ該当性について

本件不開示部分については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、同号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第17条第2号ただし書ロ該当性について

本件不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、同号ただし書ロに該当しない。

(エ) 条例第17条第2号ただし書ハ該当性について

延べ相談件数等については、スクールカウンセラーにとっては職務の遂行に係る情報であるが、当該情報を開示すると相談した者を特定することができる情報ともなり得る。この場合、これを職務の遂行に係る情報として開示すれば、当該者に係る相談の内容を知られる可能性があることから、当該者の権利利益が害されるおそれがあり、同号ただし書ハの趣旨を損なうこととなる。

したがって、公務員等における職務の遂行に係る情報が、別の公務員等以外の個人に関する情報及び別の公務員であっても私事に関する情報である場合には、各個人ごとに不開示とすべき情報に該当するか否かを判断すべきと考えられる。すなわち、当該公務員等にとっての不開示とすべき情報に該当するか否かとほかの個人にとっての不開示とすべき情報に該当するか否かを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分是不開示と考えられる。

これを本件決定において検討すると、延べ相談件数等は、開示した場合当該者に係る相談の内容を知られる可能性があり、当該者の権利利益が害されるおそれがある。すなわち、延べ相談件数等は、当該者にとっては当該者の個人に関する情報に該当すると認められるため、当該スクールカウンセラーにとっては職務の遂行に係る情報であるが

開示すべきものではない。

また、本件不開示部分のうち氏名及びふりがなについては、私人に係る情報であり、公務員等に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。

本件不開示部分のうちその他の部分については、公務員等に係る情報ではあるが、私事に関する情報であり、職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。

(オ) 条例第17条第2項ただし書ニ該当性について

本文書については、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者がすでに知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合等ではないことから、同号ただし書ニに該当しない。

ウ 条例第17条第6号該当性について

(ア) 本件不開示部分のうち職員のメールアドレスについては、日常の事務に利用するため各職員に付与されており、当該事務において庁内又は庁外の関係者等限られた者との連絡を目的として使用するためのものであり公にされていないことから、開示した場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、当該メールアドレスを用いる本来の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第6号に該当する。

(イ) 延べ相談件数等については、いじめ、不登校、児童虐待等の相談に係る情報であって、相談した者は、氏名等の個人に関する情報以外の情報であっても、これを実施機関以外の第三者に開示、公開されることを前提として相談していないと考えられる。したがって、当該情報を開示することにより、相談した者の実施機関に対する信頼が損なわれ、今後、当該情報に係る当該者のみならず、広く相談しようとしていた者等が相談した内容が開示、公開されることを考慮又は懸念し、相談を行うことをちゅうちょ又は断念するおそれがあるなど、実施機関が実施するスクールカウンセラーに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同号に該当する。

(ウ) 本件不開示部分のうちスクールカウンセラーの活動状況について及びスクールカウンセラーの勤務状況における記載者の評価並びに要望については、いじめ、不登校、児童虐待等の相談を受けるスクールカウンセラーが当該カウンセラーを配置した学校内において必要であるか、当該カウンセラーが相談相手となることができるかなどを当該者が評価している情報であり、当該情報を開示することにより、今後、

当該情報に係る当該者のみならず、広く相談しようとしていた者等が相談を行うことをちゅうちょ又は断念するおそれがあるなど、実施機関が実施するスクールカウンセラーに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同号に該当する。

エ 条例第19条について

本件不開示部分には、前記イ及びウのとおり、第三者の個人情報及び事務事業情報が含まれており、これを何人にも公開して、第三者の個人情報及び事務事業情報として保護されるべき権利利益を侵害してまでも優越すべき公益上の理由があるとは認められないことから、条例第19条を根拠に公益上の理由による裁量的開示を行うことはできない。

(4) 弁明の内容について

審査請求人は、前記3(1)イ(ア)のとおり、主張する。

しかし、前記(2)アのとおり、本件開示請求は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号等で行った行政文書部分開示決定並びに条例第50条の規定による苦情の処理に係る行政文書を請求していると解し本件文書を特定したものであり、本件文書以外に本件開示請求に係る行政文書を保有していない。すなわち、審査請求人の主張する「弁明書や諮問通知書等と同じ実施機関の他の担当課と遣り取りした際の郵便の記録、持参であればその日程調整の記録や復命書等」は保有していない。

審査請求人は、前記3(1)イ(イ)のとおり、主張する。

しかし、前記(3)イ及びウのとおり、条例第17条第2号本文に該当し、同号ただし書に該当せず、また、同条第6号に該当する。

審査請求人は、前記3(1)イ(ウ)のとおり、主張する。

しかし、前記(3)エのとおり、公益上の理由があるとは認められないことから、裁量的開示を行うことはできない。

以上のことから、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり、本件開示文書に記録された個人情報を特定して本件決定1を行うとともに、本件部分開示文書に記録された個人情報を特定して本件決定2を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定の取り消しを求めており、これは、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係り児童生徒課が保有する個人情報が存在するとの主張であり、また、

実施機関が本件決定2で不開示とした情報は開示すべきとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、前記3(1)イ(ア)のとおり、文書の探索が不十分であると主張し、存在する可能性のある行政文書として、少なくとも、児童生徒課が、弁明書や諮問通知書等を同じ実施機関の他の担当課とやり取りした際の郵便の記録、持参であればその日程調整の記録や復命書等(以下「本件郵便記録等」という。)を特定すべきであると主張している。以下、検討する。

実施機関に確認したところ、児童生徒課は、弁明書や諮問通知書等について、他の担当課とやり取りする場合は、送付を受けた郵便の記録や持参する場合の日程調整の記録、復命書等を作成しておらず、さらに、探索をしたところ、これらの文書を見つけることができなかったとの回答があった。

審議会としては、実施機関の説明に特段に不自然、不合理な点はなく、その他本件郵便記録等が存在するような特段の事情も認められない。

イ 本件郵便記録等以外の文書についても、審議会があらためて、実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を実施機関において保有していないとの回答があった。

審議会としては、本件郵便記録等以外の文書についても、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定2の不開示情報について

ア 本件文書5は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号で行った行政文書部分開示決定(以下「本件行政文書部分開示決定」という。)に係る起案文書の一式であり、決定通知書の写し、起案用紙、決定通知書の案文及び本件行政文書部分開示決定で特定した行政文書(以下「本件情報公開対象文書」という。)で構成されていると認められる。

本件文書6は、本件行政文書部分開示決定についての平成〇〇年〇〇月〇〇日付け審査請求を受けて、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号-1で行った諮問及び同日付け第〇〇号-2で行った諮問通知に係る起案文書の一式であり、諮問書及び諮問通知書の写し、起案用紙、諮問書の案文、当該諮問書の添付資料、諮問通知書の案文並びに本件情

報公開対象文書で構成されていると認められる。

本件文書5の不開示部分と本件文書6の不開示部分は、本件情報公開対象文書の中の同一の行政文書の同一の箇所であるので、以下、まとめて検討する。

イ 本件情報公開対象文書を構成する行政文書のうち不開示部分のある行政文書について、審議会として、次に掲げるとおりに分類した。

(ア) 勤務状況等調査書

「スクールカウンセラーの勤務状況等調査」等、特定のスクールカウンセラーについてその上司に当たる管理職が活動状況や勤務状況を評価して記載した行政文書（以下「本件勤務状況等調査書」という。）

(イ) 活動状況報告書

「平成〇〇年度千葉県スクールカウンセラー等活動報告書」等、スクールカウンセラー配置事業又はスクールカウンセラー等配置事業における活動状況を各学校が3か月ごとに実施機関に報告する行政文書（以下「本件活動報告書」という。）

(ウ) 配置一覧

「平成〇〇年度千葉県スクールカウンセラー配置一覧」等、スクールカウンセラー等の各学校への配置状況を名簿形式でまとめた行政文書（以下「本件配置一覧」という。）

(エ) 派遣決定通知

「平成〇〇年度千葉県スクールカウンセラーの中学校への派遣について（通知）」等、実施機関から各教育機関へ、スクールカウンセラー等の派遣決定を通知する行政文書（以下「本件派遣決定通知」という。）

(オ) 雇用書

スクールカウンセラーを非常勤職員として雇用する雇用書（以下「本件雇用書」という。）

(カ) 登録通知

「平成〇〇年度千葉県スクールカウンセラーの登録について（通知）」等、スクールカウンセラーとして登録した旨の通知書（以下「本件登録通知」という。）

(キ) 採用予定者一覧

「平成〇〇年度SC採用予定者一覧」等、スクールカウンセラーとして採用される予定者を名簿形式でまとめた行政文書（以下「本件採用予定者一覧」という。）

(ク) 登録者一覧

「平成〇〇年度ＳＣ登録者一覧（名簿登載者）」等、スクールカウンセラーとして登録されて名簿に登載された者や辞退・不合格者を名簿形式でまとめた行政文書（以下「本件登録者一覧」という。）

（ケ）事務連絡・諸連絡

「当該校との事務連絡及び勤務に当たっての諸連絡（スクールカウンセラー用）」等、配置校との連絡や確認事項について記載された行政文書（以下「本件事務連絡」という。）

（ク）起案用紙

「千葉県スクールカウンセラー等の派遣及び配置の決定並びに雇用書の交付について」等の起案用紙（以下「本件起案用紙」という。）

（コ）履歴書・健康診断書

「千葉県スクールカウンセラー登録申請書（履歴書）」等、特定のスクールカウンセラーの登録申請書（履歴書）及び健康診断書（以下「本件履歴書等」という。）

ウ 本件不開示部分は別表３のとおりであり、審議会として、次に掲げるとおりに分類した（別表３の審議会による区分のとおり。）

（ア）別表３の番号（以下「番号」という。）１から番号３までの不開示部分（以下「本件評価情報」という。）

（イ）番号４から番号９までの不開示部分（以下「本件相談情報」という。）

（ウ）番号１０から番号１５まで、番号２１から番号２５まで、番号２７から番号４０まで、番号７５及び番号７６の不開示部分（以下「本件報酬等情報」という。）

（エ）番号１６から番号２０まで及び番号４１から番号５３までの不開示部分（以下「本件資格等情報」という。）

（オ）番号５４から番号７３までの不開示部分（以下「本件登録者情報」という。）

（カ）番号２６及び番号７４の不開示部分（以下「本件メールアドレス情報」という。）

（キ）番号７７の不開示部分（以下「本件履歴等情報」という。）

（４）本件決定２の不開示情報該当性について

ア 本件評価情報について

（ア）実施機関は、本件評価情報について、条例第１７条第２号及び第６号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

（イ）審議会で見分したところ、本件評価情報は、特定のスクールカウンセラーについてその上司に当たる管理職が活動状況や勤務状況进行评估したものであると認められる。

(ウ) 条例第17条第2号該当性について

本件評価情報は、当該スクールカウンセラーの個人に関する情報であり、本件勤務状況等調査書において、氏名が開示されていることから、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号本文に該当する。

(エ) 条例第17条第2号ただし書該当性について

a スクールカウンセラーは地方公務員であることから、本件評価情報が条例第17条第2号ただし書ハに該当するか、以下、検討する。

b 同号ただし書ハに規定される公務員等の職務の遂行に係る情報とは、公務員等が担当する事務を遂行する場合における当該活動についての情報であり、また、当該ただし書は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象としていると解される。

本件評価情報は、公務員等の人事に関し記録された情報であって、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められない。

したがって、当該情報は、同号ただし書ハには該当しない。また、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) よって、本件評価情報は、条例第17条第2号に該当し、実施機関が主張する同条第6号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

イ 本件相談情報について

(ア) 実施機関は、本件相談情報について、条例第17条第2号及び第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件相談情報は、スクールカウンセラーが行った相談業務その他の活動について、各学校が3か月ごとに取りまとめて集計した数字や、特記すべき活動の事例の概要等であると認められる。

(ウ) 本件相談情報は、当該情報が開示されると、当該学校に関わる者の中には、当該情報から具体的な相談内容や相談者を推察できる者もいる可能性があり、これにより、相談の秘匿性に対する不安から、相談希望者が相談することをためらうようになることで、将来の相談事務の目的を達成できなくなるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

なお、解決又は好転した事例の概要については、相談者の個人に関

する情報であって、特定の個人を識別することができる情報ではないが、相談という個人の機微な情報であり、相談者は、自己の相談に係る情報は秘匿され、他人に知られることがないことを前提に相談するものであることから、当該情報を開示することにより、相談者の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号本文にも該当し、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められないため、不開示が相当である。

(エ) よって、本件相談情報は、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

なお、本件相談情報のうち、解決又は好転した事例の概要については、同条第2号にも該当し、不開示が相当である。

ウ 本件報酬等情報及び本件資格等情報について

(ア) 実施機関は、本件報酬等情報及び本件資格等情報について、条例第17条第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件報酬等情報及び本件資格等情報は、本件配置一覧、本件派遣決定通知、本件雇用書、本件採用予定者一覧及び本件起案用紙に記載されたものであり、本件報酬等情報は、特定のスクールカウンセラー等の報酬、勤務時間数等に係る情報又は年齢、住所、小学校勤務の可否及びその他私的な事項に係る情報であって、本件資格等情報は、特定のスクールカウンセラー等の資格、経歴等に係る情報であると認められる。

(ウ) 条例第17条第2号該当性について

本件報酬等情報及び本件資格等情報は、特定のスクールカウンセラー等の個人に関する情報であり、本件配置一覧、本件派遣決定通知、本件雇用書、本件採用予定者一覧及び本件起案用紙において、当該スクールカウンセラー等の氏名が開示されていることから、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号本文に該当する。

(エ) 条例第17条第2号ただし書該当性について

本件報酬等情報は、公務員等に関する情報ではあるが、報酬、勤務時間数等に係る情報又は私事に関する情報であって、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められない。

また、本件資格等情報は、スクールカウンセラー等が持つ資格に関する情報であり、スクールカウンセラー等に就くための条件となって

いる情報ではあるが、教職員の教員免許情報等とは異なり、スクールカウンセラー等として職務を遂行する上では、いずれかの資格を有しているということで十分であって、いずれの資格を有しているかについては、スクールカウンセラー等の具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報とは認められない。

したがって、本件報酬等情報及び本件資格等情報は、条例第17条第2号ただし書ハには該当しない。また、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) よって、本件報酬等情報及び本件資格等情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

エ 本件登録者情報について

(ア) 実施機関は、本件登録者情報について、条例第17条第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件登録者情報は、名簿形式で記載された、まだ採用されていない特定のスクールカウンセラー等の氏名、資格、住所及びその他の私的な事項に係る情報であると認められる。

(ウ) 条例第17条第2号該当性について

a 本件登録者一覧は、基本的にタイトルと表で構成されており、表は、名簿形式で各登録者の情報が各行に記載されている。また、中には、一部の行に付随して表外の余白部分に記載があるが、これは当該行と一体のものと認められる。ほかに、表の右側余白部分に表題的な文言を記載した部分及び表の下部に特定の登録者について文章で注意書きした部分があると認められる。

b 本件登録者情報のうち、タイトル括弧書部分、表の右側余白部分に表題的な文言を記載した部分及び表の下部に特定の登録者について文章で注意書きした部分以外は、名簿形式で記載された各行の情報（一部の行に付随して表外の余白部分にある記載を含む。）であって、それぞれが特定の登録者の個人に関する情報であり、氏名及びふりがなが含まれていることから、それぞれが特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

c また、タイトル括弧書部分及び表の右側余白部分に表題的な文言を記載した部分は、名簿形式で記載された各行の外に記載された個々の登録者の属性を表す情報であって、名簿形式で記載された各行に当該登録者の氏名及びふりがなが含まれていることから、特定の登録者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報と認められる。

d 次に、表の下部に特定の登録者について文章で注意書きした部分

は、特定の登録者の名簿掲載理由に関する情報であり、文章中に当該登録者の氏名が含まれていることから、特定の登録者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報と認められる。

e したがって、本件登録者情報は、条例第17条第2号本文に該当する。

(エ) 条例第17条第2号ただし書該当性について

本件登録者情報は、公務員等に関する情報ではないことから、条例第17条第2号ただし書ハには該当しない。また、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) 条例第18条第2項による開示について

a 本件登録者情報のうち、氏名及びふりがなは、特定の登録者の氏名情報であることから、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、条例第18条第2項による開示をすることはできない。

b 本件登録者情報のうち、タイトル括弧書部分、氏名、ふりがな、表の右側余白部分に表題的な文言を記載した部分及び表の下部に特定の登録者について文章で注意書きした部分を除いた情報は、特定の登録者の年齢や資格、居住地域、生活状況等に係る情報であり、それぞれの情報はそれのみでは特定の個人を識別することができる情報ではないが、個々の情報を組み合わせると特定の個人を識別することができる可能性があり、また、当該情報は、それぞれが個人の機微な情報であることから、開示することにより、なお当該登録者の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第18条第2項による開示をすることはできない。

c 本件登録者情報のうち、表の下部に特定の登録者について文章で注意書きした部分は、その記載のうち氏名を除いたとしても、開示することにより当該登録者の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第18条第2項による開示をすることはできない。

d 本件登録者情報のうち、タイトル括弧書部分及び表の右側余白部分に表題的な文言を記載した部分は、各登録者に共通する属性情報であることから、当該情報のみでは特定の個人を識別することができる情報にはなり得ず、また、開示することにより当該登録者の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第18条第2項による開示をすべきである。

(カ) よって、本件登録者情報のうち、タイトル括弧書部分及び表の右側

余白部分に表題的な文言を記載した部分は、開示すべきであり、その他の情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

オ 本件メールアドレス情報について

(ア) 実施機関は、本件メールアドレス情報について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件メールアドレス情報は、職員個人に割り当てられた業務用電子メールアドレスであり、県庁内の職員との間や、業務に係る限られた者との間で使用されるものであって、一般には公開されていないものと認められる。

当該情報を開示すると、いたずら、偽計等に使用されるおそれがあり、そういった使用がされた場合、県の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号柱書に該当し、不開示が相当である。

カ 本件履歴等情報について

(ア) 実施機関は、本件履歴等情報について、条例第17条第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件履歴等情報は、特定のスクールカウンセラー等の履歴及び健康状態に係る情報であると認められる。

(ウ) 条例第17条第2号該当性について

本件履歴等情報は、特定のスクールカウンセラー等の個人に関する情報であり、当該スクールカウンセラーの氏名が他の本件部分開示文書で開示されていることから、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号本文に該当する。

(エ) 条例第17条第2号ただし書該当性について

本件履歴等情報は、特定のスクールカウンセラー等の履歴又は健康状態に係る情報であって、公務員等の職務の遂行に係る情報であると認められない。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号ただし書ハには該当しない。また、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) よって、本件履歴等情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日      | 処 理 内 容           |
|------------|-------------------|
| 令和元年12月27日 | 諮問書（弁明書の写しを含む）の受理 |
| 令和2年1月8日   | 反論書の写しの受理         |
| 令和3年3月25日  | 審議（令和2年度第9回第1部会）  |
| 令和3年4月22日  | 審議（令和3年度第1回第1部会）  |
| 令和3年5月27日  | 審議（令和3年度第2回第1部会）  |
| 令和3年6月24日  | 審議（令和3年度第3回第1部会）  |
| 令和3年10月21日 | 審議（令和3年度第5回第1部会）  |
| 令和3年11月25日 | 審議（令和3年度第6回第1部会）  |
| 令和3年12月23日 | 審議（令和3年度第7回第1部会）  |
| 令和4年1月20日  | 審議（令和3年度第8回第1部会）  |

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

令和3年度第2回第1部会まで

| 氏 名    | 職 業 等                      | 備 考      |
|--------|----------------------------|----------|
| 川瀬 貴之  | 千葉大学大学院<br>社会科学研究院准教授      |          |
| 土屋 俊   | 大学改革支援・学位授与機構<br>研究開発部特任教授 | 部会長      |
| 永嶋 久美子 | 弁護士                        | 部会長職務代理者 |

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

令和3年度第3回第1部会から

| 氏 名 | 職 業 等 | 備 考 |
|-----|-------|-----|
|-----|-------|-----|

|        |                      |          |
|--------|----------------------|----------|
| 石井 徹哉  | 大学改革支援・学位授与機構研究開発部教授 | 部会長      |
| 川口 由起子 | 植草学園大学発達教育学部教授       |          |
| 桐ヶ谷 敬三 | 千葉家庭裁判所家事調停委員        |          |
| 永嶋 久美子 | 弁護士                  | 部会長職務代理者 |

別表 1

| 番号 | 行政文書   | 審議会による名称 |
|----|--|----------|
| 1  | 行政文書開示請求に係る開示決定等の期間の延長について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号） | 本件文書 1   |
| 2  | 審査請求書について（送付）（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け審第〇〇号）                | 本件文書 2   |
| 3  | 弁明書の送付について（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号）                 | 本件文書 3   |
| 4  | 反論書の送付について（送付）（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号）             | 本件文書 4   |

別表 2

| 番号 | 行政文書   | 審議会による名称 |
|----|--|----------|
| 1  | 行政文書開示請求について（送付）（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号）   | 本件文書 5   |
| 2  | 審査請求に対する裁決について（諮問）（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け審第〇〇号で審査請求人が提起した、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号で行った行政文書部分開示決定に対する審査請求）（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け教児生第〇〇号） | 本件文書 6   |

別表 3

| 番号 | 行政文書の件名    | 本件決定における不開示部分           | 本件決定における不開示理由  | 審議会による区分 |
|----|------------|-------------------------|----------------|----------|
| 1  | 本件勤務状況等調査書 | スクールカウンセラーの活動状況についての回答欄 | 第 2 号<br>第 6 号 | 本件評価情報   |

|    |  |                             |            |         |
|----|--|-----------------------------|------------|---------|
| 2  |  | スクールカウンセラーの勤務状況についての回答欄     |            |         |
| 3  |  | 要望等記載部分                     |            |         |
| 4  | 本件活動報告書  | 延べ相談件数／延べ相談人数               | 第2号<br>第6号 | 本件相談情報  |
| 5  |  | 相談において行った特記すべき活動内容の回数       |            |         |
| 6  |  | 相談において行った特記すべき活動内容の未配置校への対応 |            |         |
| 7  |  | 相談において行った特記すべき活動内容のその他      |            |         |
| 8  |  | 解決又は好転した事例                  |            |         |
| 9  |  | その他の主な活動状況のその他              |            |         |
| 10 |  | 本件配置一覧                      |            |         |
| 11 | 年勤務時間  |                             |            |         |
| 12 | 勤務時間   |                             |            |         |
| 13 | 時間   |                             |            |         |
| 14 | 〇〇年度時給   |                             |            |         |
| 15 | 余白記載の一部  |                             |            |         |
| 16 | 要件   |                             | 第2号        | 本件資格等情報 |
| 17 | 経験年数   |                             |            |         |
| 18 | スクールカウンセラー<br>(臨床心理士、精神科医、大学教授等、計)               |                             |            |         |
| 19 | 準ずるもの(大学院修了(経験1年以上)、大学・短大卒(経験5年以上)、医師(経験1年以上)、計) |                             |            |         |
| 20 | 備考の一部  |                             |            |         |
| 21 | 本件派遣決定通知   | 時給                          | 第2号        | 本件報酬等情報 |
| 22 |  | 年配置時間数                      |            |         |
| 23 |  | 配置時間数                       |            |         |

|    |                   |                       |         |             |
|----|-------------------|-----------------------|---------|-------------|
| 24 | 本件雇用書             | 「4 勤務形態」のうち1年間の総勤務時間数 | 第2号     | 本件報酬等情報     |
| 25 |                   | 「5 報酬」のうち1時間当たりの報酬額   |         |             |
| 26 | 本件登録通知            | メールアドレス               | 第6号     | 本件メールアドレス情報 |
| 27 | 本件採用<br>予定者一<br>覧 | 年齢                    | 第2号     | 本件報酬等情報     |
| 28 |                   | 住所                    |         |             |
| 29 |                   | 性別                    |         |             |
| 30 |                   | 車                     |         |             |
| 31 |                   | 車通勤の可否                |         |             |
| 32 |                   | 電子メール                 |         |             |
| 33 |                   | 小学校可否                 |         |             |
| 34 |                   | 高校可否                  |         |             |
| 35 |                   | 勤務希望日数                |         |             |
| 36 |                   | 小学校希望                 |         |             |
| 37 |                   | 高校希望                  |         |             |
| 38 |                   | 時給                    |         |             |
| 39 |                   | 〇〇年度時給                |         |             |
| 40 |                   | 〇〇年度時給（予定）            |         |             |
| 41 | タイトル括弧書部分         | 第2号                   | 本件資格等情報 |             |
| 42 | 資格                |                       |         |             |
| 43 | 要件                |                       |         |             |
| 44 | 経験                |                       |         |             |
| 45 | 経験年数              |                       |         |             |
| 46 | 他職経験              |                       |         |             |
| 47 | 経歴等               |                       |         |             |
| 48 | 3年臨床経験            |                       |         |             |
| 49 | 子ども臨床経験           |                       |         |             |
| 50 | 臨床心理士資格有効期間       |                       |         |             |
| 51 | 臨床心理士受験予定         |                       |         |             |
| 52 | 余白記載の一部           |                       |         |             |
| 53 | 備考                |                       |         |             |
| 54 | 本件登録者一覧           |                       |         | タイトル括弧書部分   |
| 55 |                   | 氏名                    |         |             |
| 56 |                   | ふりがな                  |         |             |

|    |            |           |     |                 |
|----|------------|-----------|-----|-----------------|
| 57 |            | 性別        |     |                 |
| 58 |            | 年齢        |     |                 |
| 59 |            | 資格        |     |                 |
| 60 |            | 住所        |     |                 |
| 61 |            | 要件        |     |                 |
| 62 |            | 〇〇年度時給    |     |                 |
| 63 |            | 臨床心理士受験予定 |     |                 |
| 64 |            | 車         |     |                 |
| 65 |            | 経験年数      |     |                 |
| 66 |            | 他職経験      |     |                 |
| 67 |            | 経歴等       |     |                 |
| 68 |            | 3年臨床経験    |     |                 |
| 69 |            | 子ども臨床経験   |     |                 |
| 70 |            | 小学校希望     |     |                 |
| 71 |            | 高校希望      |     |                 |
| 72 |            | 余白記載の一部   |     |                 |
| 73 |            | 備考        |     |                 |
| 74 | 本件事務<br>連絡 | メールアドレス   | 第6号 | 本件メールアドレス<br>情報 |
| 75 | 本件起案       | 配置時間数     | 第2号 | 本件報酬等情報         |
| 76 | 用紙         | 配置時間数手記部分 |     |                 |
| 77 | 本件履歴<br>書等 | 表題以外すべて   | 第2号 | 本件履歴等情報         |